

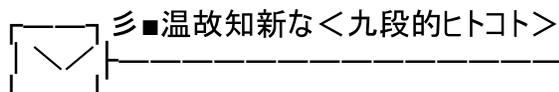
また、内金として支払われたものであれば、内金を支払った年の医療費控除の対象となります。クレジットカードで支払った場合も、実際に引き落とされた時ではなく、クレジットカードを利用した時が医療費控除の対象になります。クレジットカードを使用した場合、領収書が無い場合がありますが、その場合は、クレジットの契約書や信販会社の領収書などにより、治療費の支払先や治療費の額を証明することが必要になります。

【保険金などで補てんされる金額】とは、健康保険法の規定により支給を受ける療養費、出産育児一時金、高額医療費や、損害保険契約又は生命保険契約に基づいた医療保険金、入院費給付金、医療費の補てんを目的として支払を受けた損害賠償金などです。

生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費も対象になりますので、収入がある配偶者や、お子様の分も控除を受けることができます。

控除の対象となる医療費は、あくまで「治療、療養」のためのものです。予防や美容のためのものは対象にはなりません。従いまして、人間ドック、予防接種等は対象外になります。

その他ご不明な点等ございましたら、いつでも担当者にご連絡下さい！



過ぎたことを振りかえるようになったら、引退した方がいい。

-森英恵(デザイナー)

過去の栄光にすがったり、過去の成功体験を忘れることができなかつたり。それが足かせとなってしまうというのはよく聞く話です。先見性を持ち、先を見越して手を打つ長期的な視点がリーダーには求められるのですね。

また、「過去を振りかえる」と「過去から学ぶ」のは違うことだと考えます。ただ「振りかえる」のか、「学ぶ」のか。過去をただ懐かしみ賞賛するだけになったら一線を退きなさい、ということでしょうか。

含蓄のあるお言葉です。



■編集後記

先日、同業種の交流会に参加させていただきました。
その中に、まだ20代で、経営アドバイス業務を行っている社長と出会いました。
税理士を目指しているらしく、
毎朝4時に起きて、毎日2時間勉強されている、と、
他の方からお聞きし、本当に感銘を受けました。
日々の業務も、当然大変のはずです。
また、朝起きるのも、よほどの意思がなければできません。
しかも、一人で早く起きて頑張って勉強しても、
評価してくれる人はいません。
その方を動かしているのは、
「絶対に税理士になる」という熱意に他なりません。
早速私も「朝型」にしようと、
(年齢のため)早起きしている母親に協力してもらい、
5時半に電話をしてくれるように頼みました。
しかし、結局電話が来たのは6時過ぎ・・・
やはり人に頼っては駄目ですね。

メールマガジン編集担当 矢合 真弓
